

国住政第146号
令和2年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住宅企画官

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例（以下「登録免許税の特例措置」という。）の適用にあたっては、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第26条の3の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって同法第74条の3第2項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」において、「民法（明治29年法律第89号）」が一部改正され、瑕疵担保責任に関する規定の見直しが行われました。また、令和元年国土交通省告示第783号において、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」が一部改正されたことにより、地域区分の改正が行われております。

これらに伴い、標記通知においても、瑕疵担保責任に関する規定の見直しを踏まえた改正を行い、また、地域区分等の改正を行うとともに、その他所要の改正を別紙のとおり行うこととしました。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。